

店舗工事区分表【区画番号1 姪浜駅】

項 目			工事区分	A 工 事	B 工 事	C 工 事	備 考
			負担区分	福岡市交通局	店舗	店舗	
			設計施工	福岡市交通局	店舗	店舗	
			財産帰属	福岡市交通局	福岡市交通局	店舗	
建 築	1	床				全工事	
	2	壁				全工事	
	3	天井				全工事	
	4	金属製建具				全工事	
	5	その他				既存との取り合いにかかる全工事	・店舗の仕様等については、交通局と協議の上、承諾を得ること ・店舗内禁煙とする ・その他関係法令等遵守のこと

※注意事項

- ・店舗内の壁及び天井は、下地材及び仕上げとも不燃材料としてください。
- ・床材料については、できる限り燃えにくい材料を使用してください。
- ・店舗内の什器等は、努めて不燃性のものを使用してください。
- ・カーテン、絨毯等は、防災物品を使用してください。防災表示を必ず取り付けてください。
- ・~~開口部へ防火シャッターを設置し、開店中、常時開放する場合は地下鉄利用者の通行を妨げないよう必要に応じて柵をもうけてください。~~

店舗工事区分表【区画番号1 姪浜駅】

項目			A工事	B工事	C工事	備考
			福岡市交通局 福岡市交通局 福岡市交通局	店舗 店舗 福岡市交通局	店舗 店舗 店舗	
空調換気設備	1	空調設備			店舗内空調設備工事	・室外機設置場所は交通局と協議により決定すること
	2	換気設備			店舗内換気設備工事	
給排水設備	3	給水設備			店舗内の給水設備工事	・福岡市水道局指定給水装置工事事業者にて施工すること ・給水装置工事届出書、給水装置工事設計閲覧申込書及び給水工事完了届を着手前に提出し、完了後は確認印押印済みの給水装置改造工事届出書を提出すること
	4	量水器			店舗内に量水器設置 (13A～20A)	・検定品
	5	排水設備			店舗内の排水設備工事	・油脂を排出する際はグリストラップを設置すること ・福岡市道路下水道局排水設備指定工事店にて施工すること ・トイレ接続可 ・着工前に排水設備新設等計画確認申請書、排水設備新設等工事完了届出書、現地完了検査立会い委任状及び現地完了検査希望日・代理人の有無・その他の申出事項届出書を提出すること ・完了時に確認印押印済みの排水設備等工事完了届出書を提出すること
ガス設備	6	ガス設備			引き込みから店舗内のガス設備工事	・都市ガス事業者が施工を行うこと

※注意事項

- ・空調・換気設備は事業者で設置してください。
- ・空調・換気設備は、駅防災盤との火報連動停止及び停止信号応答を行う設備を別途設置してください。
- ・厨房設備の設置においては、福岡市火災予防条例第3条の4の規定に適合する必要があります。
- ・給排水設備の接続点は店舗内とします。
- ・雑排水管及び汚水管については既設管に接続してください。

店舗工事区分表【区画番号1 姪浜駅】

項目			A工事		B工事	C工事	備考
			福岡市交通局 福岡市交通局 福岡市交通局		店舗 店舗 福岡市交通局	店舗 店舗 店舗	
防災	1	排煙設備			なし	・機械排煙の場合は、既存排煙ダクトに接続し排煙口、手動解放装置等の設置 ・その他排煙設備全工事（防災関係の試験調整を含む）	・所轄消防署との協議の上、必要に応じて排煙設備を設けること ・所轄消防署へ届出を行うこと
	2	スプリンクラー設備			なし	なし	
	3	自火報 防災盤設備			・煙感知器又は熱感知器の追加・位置変更 ・駅防災盤の改修、試験調整	・自火報防災盤設備全工事（既設設備流用可。必要に応じて工事） ・排煙口及び手動開放装置への結線試験 ・火報ベル設置（既設設備無し。必要に応じて）	・所轄消防署へ着工届書及び設置届出書を作成し提出すること ・防災設備業者メーカー指定有り ・間仕切り等の変更の有無に関わらず、駅防災盤表示名称とデータの変更必要有り
	4	非常用照明			なし	非常用照明全工事	・非常時に1lx以上（蛍光灯型では2lx以上）の照度を確保できるように設置すること
	5	誘導灯			なし	誘導灯全工事	所轄消防署へ設置届出書を作成し提出すること
	6	非常放送			・法定基準に応じ設置 ・店舗内に単独の音響装置を設置する場合は、カットリレーの設置及びカットリレー用配管配線工事（信通機器室～店舗内）	なし	・設置届出書を作成し所轄消防署へ提出すること ・施工時確認試験・消防検査時の試験は、交通局指定業者にて実施すること ・配管配線は天井内はPF管とする

※注意事項

- ・店舗内には消火器を設置してください。
- ・店舗内にBGM等に利用する音響設備を設ける場合は、既設非常放送装置と連動して音響装置の電源を自動的に制御するカットリレーの設置を行ってください。
- ・防災設備については、交通局と協議のうえ消防署への届け出等を行い、適切に設置してください。

店舗工事区分表【区画番号1 姪浜駅】

資料2-4

項目		工事区分 負担区分 設計施工 財産帰属	A工事	B工事	C工事	備考
			福岡市交通局 福岡市交通局 福岡市交通局	店舗 店舗 福岡市交通局	店舗 店舗 店舗	
電気	1	天井照明			照明設備全工事	
	2	コンセント			コンセント設備全工事	
	3	幹線・分 電盤 (動力・電 灯)			分電盤の設置	・負荷容量は、105Vで31.5KVA(3相4線)、210Vで36.4KVA(3相3線)までとし設計すること ・20kWを超える変圧設備を設置する場合は条例に基づき店舗内に設置すること ・店舗内用幹線引込(C工事の分電盤一次側まで) ・ シャッター 用幹線は設置済み シャッター用専用回路 (3φ3W210V)設置済み
	4	電力量計			検定付き電力量計の設置	
	5	電話・ 情報配線 設備			電話・情報配線設備全工事	店舗外の配管配線は天井内はPF管とする
	6	テレビ共同 受信設備			テレビ共同受信設備全工事	店舗外の配管配線は天井内はPF管とする

※注意事項

- ・店舗の防火区画にかかるものにおいては法令に準じた工法で防火区画の貫通処理を行ってください。
- ・必要に応じて事業者が変圧設備を設ける等改修を行い、分電盤から電力負荷へ電源供給を行ってください。
- ・仕様する材料については、安全が担保された製品を使用し、漏電に対する保護を行ってください。ケーブルはエコケーブル、変圧器はモールドタイプを使用してください。ただし、やむを得ない場合は交通局の指示に従ってください。